

## 公立大学法人横浜市立大学診療教授の称号付与に関する要綱

制 定 平成25年12月1日  
最近改正 令和2年10月1日

### (趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人横浜市立大学附属病院及び附属市民総合医療センター（以下「附属2病院」という。）の診療において特に優れた業績を有し、病院運営・経営に多大な貢献をした教員に診療教授の称号を付与することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (選考・更新基準)

第2条 診療教授は、医学部医学科、医学研究科又は附属2病院に所属する准教授のうち、臨床経験を原則として25年以上有する者で、学術院医学群調整会議で次の要件をすべて満たしていると認められた者の中から選考する。

- (1) 特に優れた診療能力を有していること。
- (2) 病院運営・経営へ多大な貢献実績を有していること。
- (3) 教室主任教授のもとで、教室運営に積極的に取り組んでいること。

2 称号付与に際し必要な学位・研究業績等は、原則として公立大学法人横浜市立大学教員昇任規程第2条各項及び横浜市立大学附属2病院教員昇任内規第2条から第5条までの規定を準用する。

### (選考等)

第3条 附属2病院の病院長は、診療教授の称号を付与すべき者について、学術院医学群調整会議の審議を経たうえで、学長に推薦できる。

- 2 学長は、前項の推薦を新規で受けた場合は、人事委員会に諮問しなければならない。
- 3 学長は、称号付与の可否について理事長に内申する。
- 4 理事長は、前項の内申に基づき、診療教授の称号を付与する。
- 5 第1項にかかる学術院医学群調整会議における審査は年1回行い、附属2病院の診療科及び中央部門における重要性・必要性を考慮して、推薦に同意する。
- 6 その他、選考にかかる必要事項は「公立大学法人横浜市立大学診療教授の称号付与に関する内規」に定める。

### (称号を付与する期間)

第4条 理事長は、前条第4項により称号を付与するときは、その称号を付与する期間につき5年以内の期間を定めるものとする。

- 2 前項の期間は、2回まで更新することができる。
- 3 更新の基準及び手続きについては前2条を準用する。

### (身分、待遇等)

第5条 医学部又は医学研究科に所属する者が診療教授の称号を付与されたときは、附属2病院のいずれかに所属を異動する。

- 2 診療教授の称号を付与された教員のその他の待遇等は、称号を付与することにより変更しない。

(称号の取消し)

第6条 理事長は、診療教授が次の各号に該当したときは、付与した称号を取り消すことができる。

- (1) 教授に昇任したとき。
- (2) 退職したとき。
- (3) 本人が申し出たとき。
- (4) その他診療教授にふさわしくない行為があったとき。

(その他)

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。